

第11回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年1月31日（月）午後6時45分～
浦和コミュニティセンター第14集会室

1 開 会

2 議題

(1) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・次第

資料1 中間報告（たたき台）※（2）市民の権利と責務
（3）議会・議員の役割と責務
（4）市長・職員の役割と責務

資料2 中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

さいたま市自治基本条例検討委員会

中間報告（たたき台）

※（２）市民の権利と責務

（３）議会・議員の役割と責務

（４）市長・職員の役割と責務

構成（案）

- ・ 表紙
 - ・ 目次
 - ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
 - 1. 中間報告の基本的な考え方
 - （１）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
 - （２）めざすまちの姿と自治基本条例
 - （３）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
 - （４）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
 - 2. 条例案骨子、考え方・解説など
 - 3. 資料編
 - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
 - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
 - ・ 検討委員会の検討経過
 - ・ 条例の基本コンセプト
 - ・ 広報チラシ
- など

(2) 市民の権利と責務

① 市民の権利

【条例案骨子】

● (市民の権利)

- ・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- ・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。
 - (1) 市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。
 - (2) 政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。
 - (3) まちづくりの成果を享受すること。

【考え方・解説】

- ・ ここでは市民自治を進める上で重要な権利を掲げたものであり、日本国憲法や、地方自治法などで認められた権利もあります。
- ・ 市民自治を進める上で、「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が大前提となります。
- ・ また、(1)～(3)に掲げる権利の保障の前提として、「市民自治を担う主体として尊重される」という包括的な権利を定めるものです。
 - (1) 市民が地域や市の課題に対して主体的に取り組むため、または市政に関わっていくためには、議会や市長等が持っている市政に関する情報を共有できるようにすることが必要です。
 - (2) 地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、市民が市政に様々な形で関わっていくことができるようにすることが重要です。
 - (3) 市民は、まちづくりへの参加に努める責務がある一方で、その結果発生した利益を享受することができます。(たとえば、防犯活動をしたら犯罪の少ない安全な暮らしができる、など)
- ・ ただし、これらの権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない限り認められるなどの制約があることは当然です。
- ・ また、(1)及び(2)の権利は、議会や市長等が定める具体的な制度や手続などによって、保障されていくものです。

【検討課題】

- ・ 権利を保障すべき対象を「住民」に限定すべきか、それとも広く捉えるべきか。(「市民」の定義とも関連する。)
- ・ 権利の内容は、どの程度具体的に記述すべきか。
- ・ 自治の担い手づくりの観点から、未成年者の権利を別途規定すべきか。規定するとしたら、どのような権利を規定すべきか。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 日本国籍のないものには請願権などを認めるにとどめるべき。

- ・（市民）外国人や市内に通勤する者など住民以外の者に対して、住民と同一の権利を認めるべきではない。
- ・（市民）社会制度についての知見がなく、結果責任を問えない子どもに対し、義務を負うことなくして権利を与えるべきではない。
- ・（市民）市民については権利を具体的に、責務を空疎で観念的に定めるのに対して、市長や議員については権限を定めずに役割と責務だけを定めている例がある。等しく、権利、役割、責務を定めるべきである。
- ・（市民）住環境の開発に対し市民の権利が保障されるべきではないか。
- ・（市民）子どもの成長権や発達権を盛りこんでほしい。
- ・（市民）未来のさいたま市を担う子供たちに意見を聴く必要がある。
- ・（市民）多様な環境の人が声を上げていけるようになればいいと思う。

② 市民の責務

【条例案骨子】

● (市民の責務)

- ・ 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- ・ 市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。
- ・ 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。
- ・ 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。

● (事業者の責務)

事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。

【考え方・解説】

(市民の責務)

- ・ 地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、**市民**が責任を持って主体的に取り組むことが重要であり、市政やまちづくりへの参加に努めることが求められます。
- ・ その際は、法令等を遵守することはもとより、自らの発言や行動に責任を持つこと、**市民**同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。
- ・ 税金などを**市民**が負担し合ことによって行政サービスをはじめとする公共サービスが成り立っていることを、**市民**、議会、**市長等**は認識しなければなりません。**市民**には、公共サービスの享受に当たっては、公平性や受益者負担などの観点から応分の負担をする義務があります。

(事業者の責務)

- ・ 企業など事業者は、その利潤追求的性質から、地域とは無関係に、地域に多大な影響を及ぼす活動を行うことがあるため、特に責務を規定する必要があると考えます。
- ・ 事業活動が生活環境や自然環境などに与える影響を考慮して、事業者は、事業活動等を行うに当たっては、これら環境の配慮に努める必要があります。
- ・ 事業者もまちづくりの担い手であるという社会的な役割を自覚し、**市民**、議会、**市長等**と協力しながら、地域との調和を図るよう努める必要があります。

【検討課題】

- ・ 責務を課すべき対象を「住民」に限定すべきか、それとも広く捉えるべきか。（「市民」の定義とも関連する。）
- ・ どこまで責務を課することができるのか。（市政への参加についても責務を課することができるのか。主体的に参加しない自由もあるのではないか。）
- ・ 責務の内容は、どの程度具体的に記述すべきか。権利と責務の整合やバランスをどのように考えるか。
- ・ 市民の主体的な参加や市民一人一人の立場をお互いに尊重するという視点をどのように表現するか（例として、「市民一人一人の立場に基づいて…」など）
- ・ 「参加や協働をしないことによって、市民が不利益を受けることはない」等と規定している例も

あるが、このような規定を設けるかどうか。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）市民の権利は具体的・責務は空疎で観念的にする恐れがある。
- ・（市民）市長や議員だけでなく市民にも責任をもってもらいたい。
- ・（市民）住民、地域企業、NPOなども含めて大きな意味で市民だと思うが、公共の担い手としてどのような役割と責任を担うのかということが一番ポイントになると思う。ただし、市民の権利は多く書けるが、市民の責任を具体的に表現するのは非常に難しい。
- ・（市民）市民の側にも提言の能力がないといけない。
- ・（市民）議会は勉強しているので、市民の努力も必要（議会中の傍聴への参加少ない）。
- ・（市民）市民の権利主張がある中で、市民税、学校給食費等を納めないような市民もおり、信賞必罰、この点だけはきちんと対応してもらいたい。
- ・（市民）市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。
- ・（市民）報道機関には、その公共性と社会的影響力から、一般の事業者とは異なる特別の役割・責任があり、市民自治が進むかどうか重要な鍵を握っていると思う。

③ 自治の担い手としての人づくり

【条例案骨子】

●（市民自治の担い手としての人づくり）

- ・ 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備するよう努めるものとする。
- ・ 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての意識を育むための支援を積極的に行うよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 市民自治を推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、そのためには、市民が市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりから行う必要があります。
- ・ 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する環境整備が重要であり、それは、教育だけではありません。子どもや青少年も市民自治を担う能力を有しており、市民、議会、市長等は、その能力が自発的に育っていくよう、様々な形で支援をしていくことが大切です。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）私達市民の力は、社会資源なので、生かしてほしい。
- ・（市民）自治の担い手として、市民、行政、議員各々が意識改革を進め、新しい役割を担う能力を身に付けることが必要。
- ・（市民）市民自治、市民力、地域力を大切にする新しい価値観を持った人材の発掘、育成が必要。
- ・（市民）市民が主体的にまちづくりすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られることにつながる。
- ・（市民）市民も、これからの公助のあり方について考えていく学習の仕組みが必要。

(3) 議会・議員の役割と責務

① 議会の役割・責務

【条例案骨子】

● (議会の役割)

議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、政策形成機能、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、議決機関としての利害調整機能などを果たしていかなければならない。

● (議会の責務)

- ・ 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。
- ・ その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。
 - (1) 議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。
 - (2) 議会の諸活動への市民の参加を促進すること。

【考え方・解説】

- ・ 既に制定されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定があり、これを基本としましたが、市民自治を推進するため、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を自治基本条例に規定すべきと考えます。
- ・ 議会は、二元代表制の下、市長と対等の立場にあります。議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市民の広範な意見を把握し、市の政策に反映させることで、多様化する地域や市の諸課題を解決する使命を担うとともに、市長等の事務に対する監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担っています。
- ・ このように議会は市民自治を推進する上で非常に重要な機関であり、市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指し、市民の多様な幅広い意見を把握して、市政に反映させていくことが必要です。そのために議会は、次のことに努めることが求められます。
 - ① 議会の意思決定過程における情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における透明性の確保を図ること。
 - ② 会期中、会期外にかかわらず、市民との対話など市民参加の取組を進めること。
 - ③ その他、政策を立案し、形成する能力を高めるとともに、審議を活性化させることなど。
- ・ 議会の諸活動への市民参加の方法については、例えば次のような取組が考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的につくりあげていくことが必要と考えます。
 - 議題について：議事テーマの事前公開
 - 会期中： 請願陳情の提案説明を可とする、市民の議論への参加・発言権の確保、議論と手続きのプロセスの透明化、公聴会、参考人、議事録公開、広報、報告（分かりやすい説明が

必要)

○会期外： 報告（議案に対する賛否も含む・分かりやすい説明が必要）と意見交換会、政策・施策の監視・評価

- ・ また、さいたま市議会基本条例には、第5章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していくかが重要です。

【検討課題】

- ・ (1)議会と(2)議員の責務の順番を逆にしたらどうか。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市政は、あくまでも市民の代表でありプロである市議会の議員が、きちんとプロの立場で市民の意見をきちんと議会に反映させ、投票率を上げたりとか議会の傍聴したりとか、あるいは議員との交流を増やしたりするべきであって、自治基本条例の制定により、市民の市政運営に対する意識が飛躍的に高まるとは考えていない。
- ・ (市民) ネット動画中継を各審議会等に取り入れて、市のホームページ等で常時視聴できないか。
- ・ (市民) 市民が市政に関わっていくため、例えば事業仕分けや審議会は土日祭日に行うなど市民が関心を持ち、傍聴しやすいよう考えるべき。また、移動市議会があってもいいのではないか。
- ・ (市民) 市政運営のルールとして、タウンミーティング以外に年1、2回程度、市長や議員が参加して、市民と市政運営について集会を開くことなどが必要と思う。
- ・ (団体) 一つ一つの事業の必要性や費用対効果、財源を検証してほしい。
- ・ (議員) 議会基本条例の第2条「議会の責務」には、「市民の意見の把握と調整」と「適切な選択」と規定している。あるいは、第3条「議員の責務」にも「市民の意見を的確に把握」し、また、「市民全体の利益を勘案」する視点を持つことを定めている。
- ・ (議員) 議会基本条例はつくったらそれで終わりということではない。これを踏まえてどのように議会改革をステップアップしていくのか、これからの大きな課題である。
- ・ (議員) 地方分権、地域主権の時代にしっかりとマッチした議員、議会になっていきたい。
- ・ (議員) 市民と議会はかけ離れた存在であってはいけない。いろいろな形で議会と市民が対話する機会を積極的につくり、私たちが市民に対してきちんと説明責任を果たしていかなければいけない。一方で、市民も情報が不足しているがゆえの議会に対する無理解の部分もあると思う。対話の中でお互いの認識のずれをできる限り一致させる努力が双方に必要だと思う。

② 議員の役割・責務

【条例案骨子】

●（議員の責務）

- ・ 議員は、**市民（住民）**から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ・ 議員は、**市民**全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行するため、**市民**との対話などを積極的に行い、**市民**の多様な幅広い意見の把握に努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 議員は、**市民**のための議員としての役割を果たすため、**市民**と議員の関わりを考えると、特に、自ら発信できない・発信しない**市民**も含めて、多様な**市民**の意見を聴き、地域の実態を把握し、研鑽を重ね、目の前の問題を早急に解決するよう努めるとともに、中長期的な視点を持ち、市にとって適切な政策等を考え、**市民**とともにその実現に向けて尽力することが望まれます。
- ・ また、日頃から**市民**の意見を集め、**市民**全体の福祉の向上を勘案し、市政全体の観点からの的確な判断をすることが重要です。
- ・ そのために、議員はまちづくりや市政についての自らの考えを明確にし、かつ、**市民**から広く意見を集め、市民自治の推進のために、政策立案能力の一層の向上に努めることが必要です。
- ・ さいたま市議会基本条例に、議員の責務や活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と**市民**が協力してつくりあげていくことが大切と考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）非常に厳しい財政の中、できれば市会議員を減らしてほしい。
- ・（市民）議員は選挙のときは顔が見えるが、後は全然見えない。無党派層の市民に対する活動をもう少ししてもらいたいと思う。
- ・（議員）議会改革、議会の活性化のためは、「市民の感覚」が最重要であると考えている。我々がオープンに市民と語り合える、また共有できる機会をどこまでつくれるのか。しっかりと勉強して深い議論、丁寧な分かりやすい説明ができる議員になれるか。まずそこが大事な課題であると考えている。

(4) 市長・職員の役割と責務

① 市長の役割・責務

【条例案骨子】

● (市長の役割・責務)

- ・ 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。
- ・ 市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。
- ・ 市長は、市政におけるビジョン（将来の構想や展望）を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければならない。
- ・ 市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携を図り、調整を行いながら、総合的な取組の推進に努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市長は直接選挙によって選ばれ、**市民（住民）**の信託に基づいて市政を運営する市の代表です。現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、長期的な観点から市民自治が有効に機能し、発展していくためには、**市民**の意思を反映した市の意思決定をしっかりと行わなければなりません。
- ・ そのための公正で透明性のある**市民**に開かれた市政運営、また、昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、健全な財政運営は市民自治を推進するための基盤として、**市長**の重要な役割と考えます。
- ・ その役割を果たすため、市長には、市の代表として明確なビジョンを示し、その実現のためのリーダーシップの発揮が求められます。
- ・ また、効果的、効率的な市政運営のため、各分野に渡る課題については総合的な取組が求められます。市長は行政組織のトップとして、積極的に関係部署、関係機関間の連携を図り、調整を行いながら、総合的な取組を推進することが必要です。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市長の考えや市議会での議論の内容を知る機会が少ない現在の状態では、市民が市政にかかわっているという実感がわからない。一方通行の報告ではなく、双方向、参加型の市政となるよう、検討してほしい。
- ・ (市長) 二元代表制における行政のトップであり、市民の直接選挙で選ばれた責任を持っているので、市民の声をしっかりと聞いて、市民生活の向上、市の発展に向けて全力を挙げて取り組むという役割を持っている。また、行政を行う上で、しっかりとビジョンを明示し、説明責任をしっかりと果たすという役割がある。

② 職員の役割・責務

● (職員の役割・責務)

- ・ 職員は、法令を遵守するとともに、市政の運営に携わり、**市民**とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ・ 職員は、**市民**の信頼にこたえ、**市民**が満足を得ることができるよう、能力の向上に努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 職員は、議会や**市長**等を補助する者ですが、単に命令に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組みなければなりません。
- ・ 行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が**市民**にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、**市民**に対して誠実に対応しなければなりません。
- ・ また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在であると考えます。
- ・ 職員には、自ら発信しない、発信できない**市民**もいることを視野に入れつつ、幅広く**市民**の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員自身が市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。
- ・ 職員に求められる能力については、職務を適正に遂行する能力や、地方分権時代における政策形成能力はもとより、区や地域コミュニティの役割が重要視される中で、**市民**の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力や、市民自治を推進する上で、市、各区、地域コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用するコーディネート能力が今後一層重要となると考えます。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (市民) 行政改革と職員の意識改革をぜひ進めてもらいたい。
- ・ (市民) 市、区職員の知識の向上を図ってほしい。
- ・ (市民) 市職員の改革、意識の向上が必要。民間であれば社会の常識であるものが、市職員には欠けているのが一番問題。
- ・ (市民) 市職員の評価制度も民間に比べて甘い。民間の目線から評価を見直し、仕事もできていないのに出世だけしている人をリストラすることが絶対必要。
- ・ (市民) 市職員は、住民と親しく接することを避けているように見てとれる。お願いしても「決まりですからできない」などという対応が多く、住民の方ではなく、査定する人の方を向いているとしか思えない。しっかりとできる人を窓口に配属してほしい。
- ・ (市民) 職員は、逃げの姿勢ではなく、よく考えて対応して欲しい。
- ・ (市民) 職員が、こんな小さいことでも善意に誠意を持って市民に対応したら、こんないい結果が出たという体験談を語れるような場をつくったらどうか。
- ・ (市民) 市民と協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の

意識の向上が必要。

- ・（市民）専門職員の研修について、職員のディスカッションによって専門性を深めてほしい。
- ・（団体）まちづくり協議会で、市民と同じ目線で議論に参加して、リーダーシップを発揮し、広く意見を聴取し、決定事項をよりわかりやすく説明してほしい。
- ・（団体）現実には、担当者がころころ代わって、結局まちづくりが進まないことが多くある。
- ・（団体）市長や議員は、市民と対話する機会が多くあると思うが、職員がもっと市民と議論をできる場をつくってほしい。
- ・（団体）市民から提起される新たな政策課題を、施策につなぐ力を行政が持つことが課題と考える。
- ・（団体）さいたま市になって行政が遠くなったと感じている。パンフを配るだけで、地域の社協や行政がサポートしてくれる市もある。地域と連携し、地元という愛着が持てるようにしていくこと、行政と市民がつながりを深め、連携していく仕組みが必要。
- ・（議員）政令市に移行してから、職員の意識もかなり高まったという認識は持っている。
- ・（市長）職員は、方向性、ビジョン、あるいは議会からのいろいろな声をしっかりと受け止めて職務を遂行するべき。その際に市民と直接、対話をしながらサービスを提供する役割がある。そこで感じたことなどを含めて、その後の行政に反映していくこと、市民の視点をいつも忘れないことが必要。

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

（修正意見1）公共サービスの享受に負担を負うなら、発言や選択の権利もあると思うため、市民の権利にその旨を加える。

① 市民の権利

【条例案骨子】

●（市民の権利）

- ・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- ・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。
 - （1）市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。
 - （2）政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。
 - （3）まちづくりの成果を享受すること。

② 市民の責務

【条例案骨子】

●（市民の責務）

- ・ 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- ・ 市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。
- ・ 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。
- ・ 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。

（修正意見2）企業の利益より、住民（特に子ども）の健康が一番に優先されるべき。

●（事業者の責務）

事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、住民の健康や自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。